



環 自 第 179 号
令和 4 年 6 月 8 日

静岡県環境審議会
会長 千賀 康弘 様

静岡県知事 川勝平太



鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）

鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づき、別記のとおり諮問します。

1 愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区の再指定

(1) 概要

ア	名称	愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区
イ	区分	森林鳥獣生息地
ウ	区域	愛鷹山北側の、越前岳、呼子岳、鋸岳、位牌岳等に囲まれる区域
エ	面積	193 ヘクタール
オ	存続期間	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで(10年間)
カ	概要	裾野市西部に位置し、国有林の一部で、国立公園特別地域や県自然環境保全地域に指定された自然環境の豊かな地域である。 (生息する主な鳥獣) 鳥類：ホオジロ、オオルリ、カケス、ウグイス、アカゲラ、ミソサザイ、アカハラ、ツグミ 等 獣類：カモシカ、ニホンジカ、キツネ、ホンドリス、タヌキ、ノウサギ 等

(2) 再指定の経緯

当地区は昭和47年に鳥獣保護区特別保護地区に指定されて以降、期間更新期に再指定し、現在に至っている。令和3年度に第13次鳥獣保護管理事業計画を策定するに当たり、裾野市から当該地区の再指定の要望を受け、第13次鳥獣保護管理事業計画に指定箇所として位置づけた。

(3) 再指定の理由

当予定地には、オオルリやカモシカ等、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区特別保護地区として指定し、木竹の伐採や工作物の設置等の行為を規制することにより、鳥獣の生息地・繁殖地として保護を図る必要が認められる区域である。

また、当予定地は愛鷹連山に位置し、ハイキング者が多く訪れる山域となっており、狩猟の規制によりハイキング者の安全を図る必要もある。

裾野市をはじめ地元の猟友会や森林管理署等の利害関係人からの同意も得られているため、引き続き、鳥獣保護区特別保護地区として再指定する。

(4) 過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去3ヵ年）

ア	有害鳥獣捕獲許可件数	なし
イ	加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）	なし



2 鳥獣保護区特別保護地区の指定までの事務処理（案）

- (1) 審議会での審議（鳥獣保護管理法第 29 条第 4 項(第 4 条第 4 項を準用)関係)
 - 静岡県環境審議会（第 1 回）～諮問（6 月 8 日）
 - 鳥獣保護管理部会での審議（7 月 5 日）
 - 静岡県環境審議会（第 2 回）から答申（9 月）
- (2) 県公報による告示
 - 名称、区域、存続期間等の告示（10 月末まで）
- (3) 環境省への届出（第 29 条第 4 項関係）
 - 静岡県環境審議会への諮問書(写)及び環境審議会の答申(写)

鳥獣保護区特別保護地区の 再指定について

愛鷹山地区（裾野市）

環境局 自然保護課

鳥獣保護区等に関する区域の区分

区分	鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣保護区	一般区域
目的	鳥獣の保護 (生息地の保護)	鳥獣の保護	—
指定期間	10年	10年	—
捕獲の行える 期間	禁 止	禁 止	猟期 3か月 (11月15日～2月15日)
狩猟 (狩猟鳥獣が 対象)	×	×	○
地形改変等行為	(許可を要する行為) 建築物の新築等 水面の埋め立て 木竹の伐採	—	—

1 鳥獣保護区特別保護地区の再指定

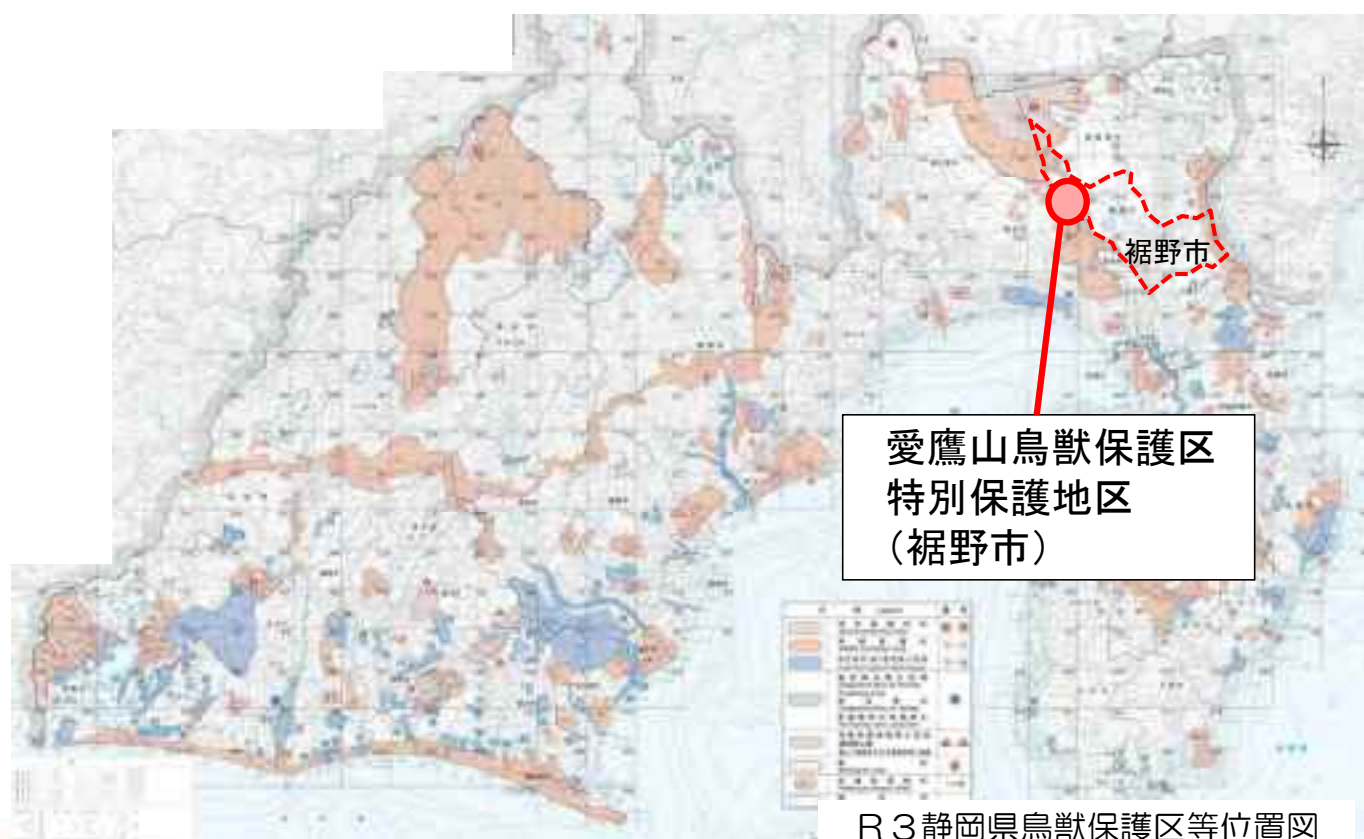
(1) 愛鷹山地区（再指定）

指定区分：森林鳥獣生息地

面積：193ha

存続期間：令和4年11月1日から
令和14年10月31日まで

静岡県内における位置



R3 静岡県鳥獣保護区等位置図

愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区



(再指定の理由)

昭和47年に鳥獣保護区特別保護地区に指定
(以後、期間更新期に再指定)

- ① 国立公園特別地域や県自然環境保全地域に指定
⇒ 自然環境が豊かであり、多様な動物が生息している
⇒ 特別保護地区として再指定し、地形改変等行為を規制し、
鳥獣の生息地・繁殖地として保護を図る必要あり
- ② 愛鷹連山に位置し、ハイキング者が多く訪れる山域
⇒ 狩猟の規制によりハイキング者の安全を図る必要あり
- ③ 利害関係人の同意等
裾野市や地元自治会、猟友会、森林管理署から
同意が得られている

再指定区域の状況



登山道付近の森林状況



アシタカツツジ(県固有種)



愛鷹連山を登るハイカー

富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



7

観察できる鳥獣



ホオジロ



オオルリ



カモシカ

その他、カケス、ウグイス、アカゲラ、ミソサザイ、アカハラ、ツグミもみられる

富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



8

過去の有害鳥獣捕獲の状況(過去3カ年)

- ・有害鳥獣捕獲許可件数:なし
- ・加害鳥獣(被害作物、樹木名等):なし

区域内に農耕地・人工林がなく、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として再指定することによる、農林産物への影響はないと考えられる

自然に触れ合うことのできる地域であり、引き続き野生鳥獣の生息環境の保護を図る。

スケジュール(案)

県環境審議会(第1回) 諮問	6月8日
鳥獣保護管理部会 審議	7月5日
県環境審議会(第2回) 答申	9月
県公報 告示	10月末まで
環境省へ届出	告示後
狩猟期間 開始 (イノシシ、ニホンジカの狩猟)	11月15日～ (11月1日～)